

# 山口県中学校体育連盟主催大会複数校合同チーム編成規程

山口県中学校体育連盟

## 1 趣旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

## 2 複数校合同チームの編成条件

複数校合同チーム（以下合同チームという）で参加する場合は、下記の条件を満たしていること。

- (1) 勝利至上主義を第1の目的とせず、合同チームとしての大会参加が県中体連に承認されている。
- (2) 合同チームの各校は、県中体連に加盟している。
- (3) 合同チームとして、それぞれの学校教育計画に基づいて活動している。
- (4) 原則として、支部内の学校で編成すること。ただし、同一支部内に設置部が1校しかない場合は、近隣支部内中学校との編成を認める。
- (5) 個人種目のない以下の6競技は以下のとおりとする。  
バスケットボール（5） バレーボール（6） 軟式野球（9）  
ソフトボール（9） サッカー（11） ハンドボール（7）  
※（ ）内の人数を下回った場合を原則として、合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。  
（前年度県選手権大会以降に複数校合同チームの実績があるものについては、当年度についても、県中体連会長の承認がある場合、引き続き複数校合同チームを編成して県選手権大会に参加することができる。）
- (6) チーム名は校名連記とする。
- (7) 参加申し込み手続きは該当校校長が承認の上、代表校長が行う。
- (8) 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者（コーチ）とする。但し、やむを得ない場合は校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。

★上記の実施にあたり注意点

- 1) 部活動指導員・外部指導者（コーチ）は代表監督にはなれない。また、合同チームの代表引率・監督にもなることができない。

例：A校の引率・監督→教員

B校の引率・監督→部活動指導員

A校の教員は代表引率・監督になることができるので、B校の部活動指導員が大会に引率・監督として来られなくてもよい。逆は認めない。

- 2) 部活動指導員として複数校に勤務する場合、山口県中学校体育連盟主催大会で

引率・監督を担当できるのは1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し県中体連に報告する。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。

### 3 合同チームの編成の仕方

- (1) 単独で最低人数が足りないB校と、単独で最低人数が足りているA校で編成  
ア A校とB校で1チームを編成（ABチーム）  
イ A校単独1チームと、B校の足りない選手をA校から補った1チームの、2チームを編成（Aチーム、ABチーム）
- (2) 単独で最低人数に足りないB校とC校で編成  
ア B校とC校で1チームを編成（BCチーム）
- (3) 3校以上で編成する場合  
ア 3の(1)(2)項の考え方で、2チームまでの編成が可能

### 4 合同チームの大会への参加

- (1) 本規程に基づいて編成された合同チームは、山口県中学校体育連盟が主催する大会への参加を認める。また、（公財）日本中学校体育連盟及び中国中学校体育連盟が主催する大会についても、大会への参加が認められる。
- (2) 前大会から本大会までの間、同一のチーム編成であることとする。また、大会への選手登録、出場権、シード権等は、次のとおりとする。  
ア 単独で最低人数に足りない学校の選手が登録されていること。  
イ 3の項で合同チームを2チーム編成した場合、そのチーム間で登録選手を入れ替えることはできない。  
ウ 合同チームの相手校選手との登録変更は認めない。  
エ 単独で最低人数に足りる状況となっても、本大会終了までは合同チームを継続できる。  
オ 単独で最低人数に足りてしまうこととなる選手の追加登録及び登録変更は認めない。ただし、最低人数に足りない学校同士の場合は、双方の学校が最低人数に足りてしまうこととなる時とする。  
カ 合同チームの編成が変わる場合、原則として合同チームで得た権利は消滅する。また、その権利は他のチームに振り替えない。
- (3) 引率・監督については「山口県中学校体育連盟引率・監督規程」による。

### 5 合同チーム編成の手続き

- (1) 合同チーム編成に関する趣旨や内容等について、事前に関係する生徒・保護者に各学校で説明し、了承を得る。
- (2) 合同チームを編成しようとする、双方の学校長の判断により編成を決定し、支部中体連の了承を得る。
- (3) 支部中体連理事長は、該当競技の専門委員長・専門委員に了承を得る。
- (4) 支部中体連理事長は、年度始めの調査で合同チーム編成の状況を県事務局に知

らせる。また、年度始めの調査後は、随時、状況を県事務局に知らせる。

## 6 その他

- (1) 合同チームの編成に伴い県大会の出場枠数が変わる場合については、単年度の変更は認めない。また、他に振り替えない。
- (2) 救済の方法を検討するが、単独で最低人数に足りている中学校の活動方針は尊重されなければならない。
- (3) 合同チームの編成に頼りきった部活動運営とならないよう、学校で部活動の在り方について検討し、中、長期の計画・見通しをもち、支部内での検討も継続すること。

### 附 則

本規程は、平成10年4月21日これを制定、平成10年度山口県秋季体育大会より実施。

本規程は、平成21年4月23日これを改正、実施。

なお、平成21年度、22年度は試行期間とする。

本規定は、平成30年4月24日これを制定、平成30年度山口県中学校春季体育大会より実施

本規定は、令和4年11月28日これを制定、令和5年度山口県中学校選手権大会より実施

本規定は、令和5年2月28日これを制定、令和5年度山口県中学校選手権大会より実施